

年末調整・確定申告には 社会保険料控除証明書の 添付が必要です

年末調整および確定申告で、国民年金基金の掛金や国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受けた場合は、掛金や保険料を支払ったことを証明する「社会保険料控除証明書」などの添付が義務付けられています。

社会保険料控除証明書は
11月上旬に送付されます

国民年金基金の掛金や国民年金保険料は、納付した全額が所得税および市町村民税の社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が、十一月上旬に社会保険料から送付されますので、年末調整などの手続きの際には、申告書に必ず添付してください。

また、年の途中から、国民年金に加入した場合など、十月以降にその

年初めて保険料を納付する方については、翌年二月上旬に同様の証明書が送付されます。

家族の掛金や保険料を支払った場合の取り扱い

世帯主または配偶者として、家族の国民年金基金の掛金や国民年金保険料を納付した場合は、納付した方が、その掛け金や保険料を申告することができます。その際には、家族の掛け金や保険料も併せて申告書に添付してください。

また、控除証明書をなくした場合や控除証明書が届かない場合は、社会保険事務所へお問い合わせください。

問い合わせ 福島社会保険事務局
白河事務所 ☎ 0248-271-4164、村住民福祉課住民係 ☎ 0249-3113

はじめましょう 介護予防

平成十八年四月一日に介護保険法が一部改正され、介護予防がより重視され、六十五歳以上の方には『介護予防健診』と『介護予防事業』が行われるようになりました。

■介護予防とは
いつまでも元気で生き生きと自分らしい生活を送るために、生活習慣病の予防（＝病気の予防）とともに、加齢による心身の衰え（＝老化）の予防（＝介護予防）が必要です。

誘因がわかつてきました。老化のサインをいち早く発見し、日常生活機能が低下しないよう、適切な対策を行うことが大切です。

■介護予防健診とは
介護予防健診とは、介護状態になる六つの誘因がないかどうかを判断するために行います。

七月に実施した住民健康診査時に合わせて、生活機能に関する二十五項目の問診や検査結果から、医師が介護予防の必要性について総合的に判断します。

■介護予防事業とは
現在、支援や介護を必要としている方、今までのままの状態を維持したり、介護が必要となる時期を少しでも先に延ばしたりするためには、発見された老化のサインに対し、早めに有効な手を打つ必要があります。この有効な手立てが介護予防事業です。介護予防事業には「一般高齢者施策」と「特定高齢者施策」があります。

■村が行う介護予防事業

- ①筋力づくり教室（通年実施）
- ②地区栄養・健康運動教室（十月～十二月実施）

介護状態になる6つの誘因

- 1 運動機能の低下…筋力低下、関節の拘縮など
- 2 口腔状態の悪化…食べ物のかみにくさ、飲みにくさ、口の渴きなど
- 3 低栄養…体重の減少、血液中のたん白質量など
- 4 閉じこもり…外出の回数が減るなど
- 5 認知症…同じことを繰り返し聞く、今日の日付がわからないなど
- 6 うつ…二週間以上続く疲れや抑うつ気分

さまざまな研究で、介護のお世話になること（＝介護状態）につながる

■扶養親族等申告書の提出をお忘れなく

老齢年金などには所得税が課税されるため、老齢年金を受給している人は毎年、扶養親族等申告書を提出することになっています。

扶養親族等申告書は、社会保険業者

老齢年金などには所得税が課税されるため、老齢年金を受給している人は毎年、扶養親族等申告書を提出することになっています。

扶養親族等申告書は、社会保険業者

■問い合わせ 福島社会保険事務局
白河事務所 ☎ 0248-271-4164、村住民福祉課住民係 ☎ 0249-3113

老齢年金を受給している方は 扶養親族等申告書の提出をお忘れなく

務センターから所得税の課税対象となる方へ毎年十月下旬から順次送付されていますので必要事項を記入のうえ、社会保険業務センターへ速やかに返送してください。

所得税の課税対象者は、六十五歳未満で老齢年金の年金額が百八万円以上の方、六十五歳以上で老齢年金の年金額が百五十七万円以上の方です。

平成二十二年二月より適用となるためには提出期限の平成二十一年十二月一日までに提出する必要がありますが、提出期限が過ぎてしまつた場合でも、速やかに提出してください。提出がない場合は、扶養控除や障害者控除など各種控除が受けられず、提出した場合と比べて多くの所得税が源泉徴収されます。

また、扶養親族等申告書が届かない場合やなくしてしまつた場合は「控除証明書専用ダイヤル（☎ 0570-070-117）」にお問い合わせください。申告書は社会保険庁ホームページ（http://www.sia.go.jp）からもダウンロードできますのでご利用ください。